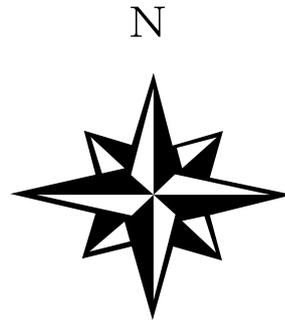


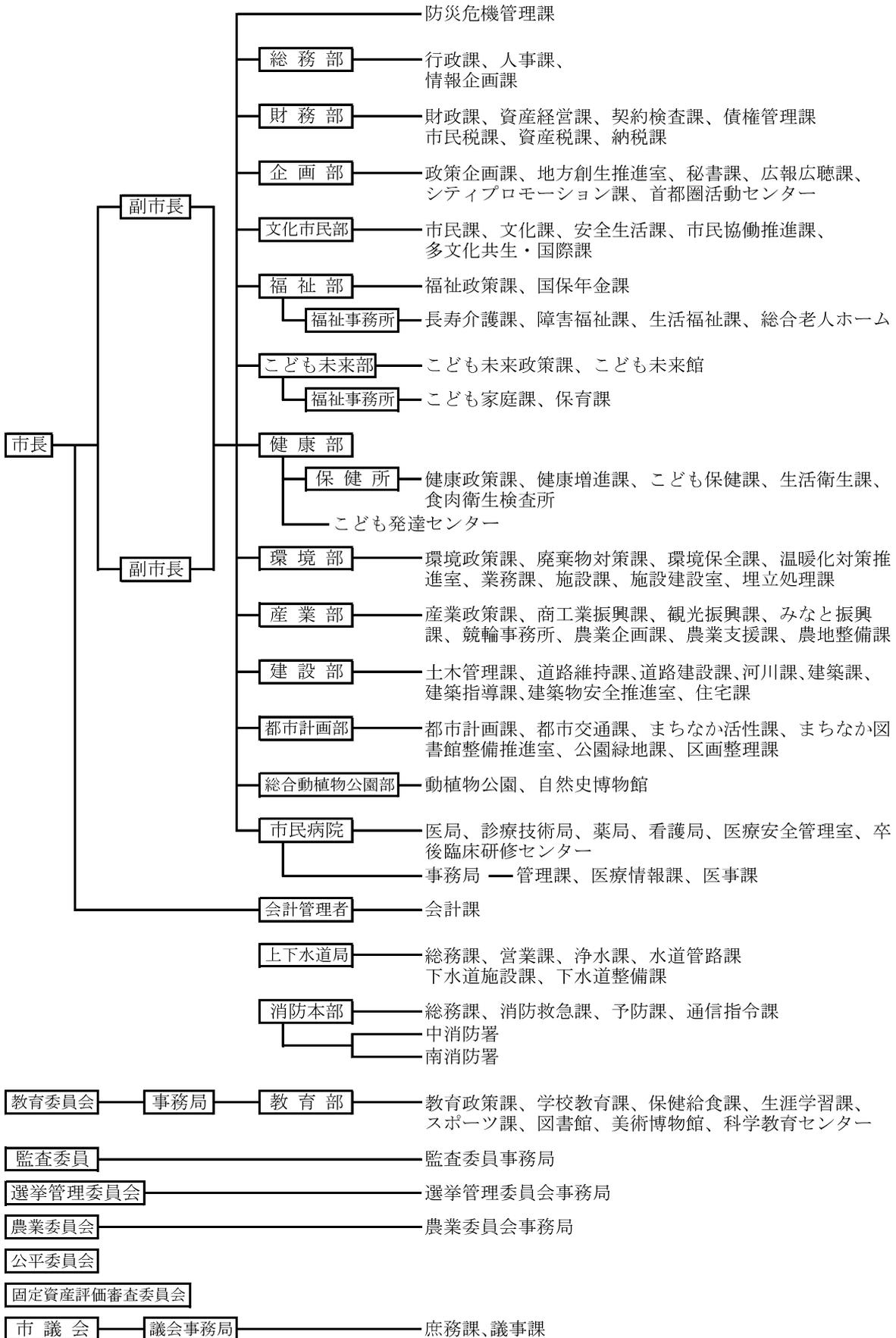
1. 市勢の概要

年別	世帯数	人口			備考				
		総数	男	女					
26	150,605	378,530	189,651	188,879	平 26.4	現在			
27	151,764	377,962	189,507	188,455	平 27.4	現在			
28	153,206	377,575	189,420	188,155	平 28.4	現在			
豊橋市の広さ	面積	東西	南北	市役所の位置	東経			北緯	
	km ²	km	km		137°	23′	29″	34°	46′
	261.35	17.80	23.90						



2.豊橋市行政機構図

(平成28年4月1日現在)



3. 税務機構及び職員数

平成28年4月1日現在

部 課	グループ別	職員数						合計	事務分掌
		課長	主幹	課長補佐	専門員	主査	グループ員		
財 務 部 次 長								1	1. 税務全般の統轄に関する事。
財 務 部 市 民 税 課		1	1	1	1			4	1. 市民税課業務全般に関する事。
	税制法人グループ					2	4 (1)	6 (1)	1. 法人市民税及び事業所税の申告納付及び減免に関する事。 2. 市たばこ税及び鉱産税の申告納付に関する事。 3. 国有提供施設等所在市助成交付金に関する事。 4. 税制の調査及び統計に関する事。 5. 税務各課との連絡調整に関する事。
	個人市民税グループ					8	19 (3)	27 (3)	1. 個人市民税の賦課調定に関する事。 2. 個人市民税の賦課資料の収集管理に関する事。 3. 個人市民税の減免に関する事。
計		1	1	1	1	10	23 (4)	37 (4)	() 内は、うち再任用職員数

平成28年4月1日現在

部 課	グループ別	職員数						合計	事務分掌
		課長	主幹	課長補佐	専門員	主査	グループ員		
財務部 資産税課		1	1	1	4			7	1. 資産税課業務全般に関する事。
	賦課・調査グループ					9	25 (3)	34 (3)	1. 固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関する事。 2. 固定資産税及び都市計画税の減免に関する事。 3. 固定資産課税台帳等に関する事。 4. 固定資産税(土地)の住宅用地の認定に関する事。 5. 軽自動車税の賦課調定及び減免に関する事。 6. 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び試乗標識に関する事。
	窓口・管理グループ					2	4	6	1. 固定資産税及び都市計画税の賦課に係る台帳宛名管理に関する事。 2. 特別土地保有税の申告納付に関する事。 3. 特別土地保有税の非課税認定並びに徴収猶予及び減免に関する事。 4. 国有資産等所在市町村交付金に関する事。 5. 市税の納税証明に関する事。 6. 個人市民税の所得証明、課税証明、非課税証明等に関する事。 7. 固定資産課税台帳等の閲覧に関する事。 8. 土地及び家屋の価格通知に関する事。 9. 資産(評価)証明、車庫証明等に関する事。
	計	1	1	1	4	11	29 (3)	47 (3)	() 内は、うち再任用職員数

平成28年4月1日現在

部 課	グループ別	職 員 数						合 計	事 務 分 掌
		課 長	主 幹	課 長 補 佐	専 門 員	主 査	グ ル ー プ 員		
財 務 部 納 税 課		1	2	1	5			9	1. 納税課業務全般に関する事。
	収納啓発グループ					4	8	12	1. 納税意識の普及宣伝に関する事。 2. 市税等の口座振替に関する事。 3. 市税等の督促状に関する事。 4. 市税等の過誤納金還付及び充当に関する事。 5. 市税等の窓口収納事務に関する事。 6. 市税等の欠損処分に関する事。 7. 徴収嘱託及び受託徴収に関する事。 8. 市税等及び市税外収入の整理に関する事。
	納税グループ					7	16 (5)	23 (5)	1. 市税等の納税相談に関する事。 2. 市税コールセンターに関する事。 3. 滞納金整理に関する事。 4. 滞納者の実態調査に関する事。 5. 滞納処分に関する事。 6. 延滞金の減免に関する事。 7. 納税の猶予に関する事。 8. 差押物件換価に関する事。
	東三河広域連合 派遣	1		2			1	4	1. 東三河広域連合滞納整理事業に関する事。
	計	2	2	3	5	11	25 (5)	48 (5)	(再任用職員5名を含む。)
		4	4	5	10	32	77	133	(次長1名・再任用職員12名を含む。)

4. 税務職員特殊勤務手当

(平成28年4月1日現在、単位:円)

種 類	支 給 基 準	支 給 単 位	支 給 金 額
滞 納 整 理 手 当	庁外にあって行う滞納金の徴収及び督促事務	日 額	400
	滞納処分による差押え又はその他の方法により法的効力を有することとなった差押え	1件につき	800
	公売又は競売による換価	1件につき	800